

## 第 74 回 実施

法規

### 計量関係法規

#### 注意事項

- 1 解答時間は、1 時間 10 分である。
- 2 答案用紙の所定の欄に、氏名、生年月日及び受験番号を楷書体で正確に記入し、生年月日及び受験番号については、その下のマーク欄にもマークすること。
- 3 問題は 25 間で、全問必須である。
- 4 出題の形式は、五肢択一方式である（各問に対して五つの選択肢が用意されおり、その中から一つの解答を選ぶ方法）。
- 5 マークの記入については、答案用紙の記入例を参照すること。
- 6 採点は機械による読み取りで行う。解答の記入にあたっては、次の点に十分注意すること。
  - (1) 解答は、各問の番号に対応するマーク欄に一か所のみマークすること。
  - (2) 筆記用具は HB の黒鉛筆または黒シャープペンシルを用い、マーク欄の枠内を塗りつぶすこと。  
※万年筆、黒以外の色の鉛筆、色の薄い鉛筆、ボールペン、サインペン等によるマークは、機械による読み取りができないので使用しないこと。
  - (3) 解答を修正する場合は、消しゴムできれいに消して、消しきずを残さないようすること。
  - (4) 答案用紙は汚したり、折り曲げたりしないこと。
- 7 黒板に記載の注意事項を必ず確認すること。

以上の注意事項及び試験監督員からの指示事項が守られない場合は、採点されないことがある。

指示があるまで開かないこと。

**問 1** 計量法第1条に規定する法の目的に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第1条 この法律は、計量の（ア）を定め、（イ）な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び（ウ）の向上に寄与することを目的とする。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	標準	適切	生活
2	基準	適切	文化
3	基準	適正	文化
4	標準	最適	文化
5	基準	適正	生活

**問2** 計量法第2条に規定する用語の定義に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 「特定計量器」とは、取引又は証明における計量に使用される全ての計量器のことをいう。
- 2 「証明」とは、公私を問わず、有償で一定の事実が真実である旨を表明することをいう。
- 3 「計量器の校正」とは、適正な計量を行うために計量器を調整することをいう。
- 4 「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする行政上の行為をいう。
- 5 「計量」とは、物象の状態の量を計ることをいう。

**問3** 次に示す国際単位系に係る計量単位として計量法第3条に規定され、同法別表第1に掲げられている物象の状態の量とその計量単位の組合せとして、誤っているものを一つ選べ。

	(物象の状態の量)	(計量単位)
1	電力量	ジュール又はワット秒 ワット時
2	熱量	ジュール又はワット秒 ワット時
3	体積	立方メートル リットル
4	角速度	メートル毎秒 メートル毎時
5	照度	ルクス

**問4** 計量法第9条第1項に規定する非法定計量単位による目盛等を付した計量器に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第9条 第2条第1項第1号に掲げる物象の状態の量の計量に使用する計量器であって非法定計量単位による目盛又は表記を付したもののは、（ア）し、又は（ア）の目的で（イ）してはならない。第5条第2項の政令で定める計量単位による目盛又は表記を付した計量器であって、専ら同項の政令で定める（ウ）に使用するものとして経済産業省令で定めるもの以外のものについても、同様とする。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	販売	陳列	輸出すべき貨物の取引又は証明
2	輸出	所持	特殊の計量
3	販売	陳列	特殊の計量
4	輸出	製造	特殊の計量
5	販売	所持	輸出すべき貨物の取引又は証明

**問5** 計量法第12条第1項に規定する政令で定める特定商品とその特定物象量（特定商品ごとに政令で定める物象の状態の量）の組合せとして、当該政令に規定されていないものを次の中から一つ選べ。

	(特定商品)	(特定物象量)
1	野菜ジュース	質量
2	しょうゆ	質量
3	ソース	質量
4	飲料（医薬用のものを除く。）のうちアルコールを含まないもの	質量
5	液化石油ガス	質量

**問6** 特定商品に関する計量法第13条の下線部ア～オのうち、正しいものを1～5の中から一つ選べ。

第13条 ア：経済産業省令で定める特定商品のイ：製造の事業を行う者は、その特定商品をその特定物象量に関し密封（商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないよう）することをいう。以下同じ。をするときは、ウ：量目誤差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれをエ：表示しなければならない。

- 2 前項のア：経済産業省令で定めるオ：特定商品以外の特定商品のイ：製造の事業を行う者がその特定商品をその特定物象量に関し密封をし、かつ、その容器又は包装にその特定物象量を法定計量単位によりエ：表示するときは、ウ：量目誤差を超えないようにそのエ：表示する特定物象量の計量をし、かつ、そのエ：表示は同項の経済産業省令で定めるところによらなければならない。
- 3 (略)

- 1 ア
- 2 イ
- 3 ウ
- 4 エ
- 5 オ

**問7** 次の特定計量器を取引又は証明における法定計量単位による計量に使用するとき、検定証印又は基準適合証印が付される必要のないものを一つ選べ。

- 1** 皮革面積計
- 2** ガラス製体温計
- 3** タクシーメーター
- 4** 最大需要電力計
- 5** 自重計

**問8** 計量法第25条第1項に規定する定期検査に代わる計量士による検査に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第25条 第19条第1項の規定により定期検査を受けなければならない（ア）であって、その（ア）の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、第23条第2項及び第3項の経済産業省令で定める方法による検査を実施期日前第19条第1項第3号の政令で定める期間以内に行い、第3項の規定により表示を付したものについて、これを（イ）が、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に（ウ）にその旨を届け出たときは、当該（ア）については、同条の規定にかかわらず、当該定期検査を受けることを要しない。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	計量器	当該計量器を検査した者	実施期日まで
2	特定計量器	当該特定計量器を検査した者	実施期日後
3	特定計量器	使用する者	実施期日まで
4	計量器	使用する者	実施期日後
5	特定計量器	当該特定計量器を検査した者	実施期日まで

**問9** 計量法第28条の指定定期検査機関の指定の基準に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 検査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経済産業省令で定める技術上の管理基準を有すること。
- 2 経済産業省令で定める器具、機械又は装置を用いて定期検査を行うものであること。
- 3 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が定期検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。
- 4 法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 5 検査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有すること。

**問 10** 特殊容器に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 特殊容器とは、透明又は半透明の容器であって経済産業省令で定めるものをいう。
- 2 特殊容器の製造の事業を行う者が計量法第17条第1項の指定を受けようとする場合、法定事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 3 外国において本邦に輸出される特殊容器の製造の事業を行う者も、第17条第1項の指定を受けることができる。
- 4 計量法第17条第1項の政令で定める商品(特殊容器の使用に係る商品)の一つとして、脱脂乳がある。
- 5 経済産業大臣は、計量法第17条第1項の指定を受けた者が、不正の手段により当該指定を受けたときは、その指定を取り消すことができる。

**問 11** 特定計量器の製造又は修理に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1** 届出製造事業者は、その届出に係る事業を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 2** 特定計量器である電気計器の製造の事業を行おうとする者は、あらかじめ都道府県知事を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。
- 3** 届出製造事業者又は届出修理事業者は、特定計量器の修理をしたときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければならない。
- 4** 特定計量器の製造の事業を行おうとする者は、自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器を製造する場合であっても、その事業の届出をしなければならない。
- 5** 届出製造事業者について合併があったときは、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、その届出製造事業者の地位を承継しない。

**問 12** 計量法第 71 条第 1 項に規定する検定の合格条件に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第 71 条 検定を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

一 その（ア）（性能及び材料の性質を含む。）が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

二 その（イ）が経済産業省令で定める（ウ）を超えないこと。

（ア） （イ） （ウ）

- |   |    |    |      |
|---|----|----|------|
| 1 | 構造 | 器差 | 使用公差 |
| 2 | 能力 | 誤差 | 使用公差 |
| 3 | 構造 | 誤差 | 使用公差 |
| 4 | 能力 | 誤差 | 検定公差 |
| 5 | 構造 | 器差 | 検定公差 |

**問 13** 計量法第 80 条に規定する承認製造事業者に係る基準適合義務に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第 80 条 承認製造事業者は、その承認に係る（ア）に属する（イ）を製造するときは、当該（イ）が第 71 条第 1 項第 1 号の経済産業省令で定める（ウ）するようにしなければならない。（以下略）

(ア)	(イ)	(ウ)
1 区分	特定計量器	定期検査に合格
2 区分	基準器	技術上の基準に適合
3 型式	基準器	基準器検査に合格
4 型式	特定計量器	定期検査に合格
5 型式	特定計量器	技術上の基準に適合

**問 14** 指定製造事業者に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 指定製造事業者の指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により、経済産業省令で定める事業の区分に従い、その工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事が行う。
- 2 指定製造事業者の指定を受けようとする届出製造事業者は、当該工場又は事業場における品質管理の方法について、その指定に係る特定計量器の検定を行う指定検定機関の調査を受けなければならない。
- 3 指定製造事業者は、製造のロットごとに適切な数の特定計量器を抜き取り、抜き取った特定計量器が検定公差を超えないことを確認できれば、当該ロットに属する特定計量器に基準適合証印を表示することができる。
- 4 指定製造事業者は、その指定に係る工場又は事業場において製造する型式承認を受けた型式に属する特定計量器（計量法第95条第1項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。）について、検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 5 指定製造事業者は、その指定に係る申請書に記載した品質管理の方法に関する事項を変更しようとするときは、事前にその旨を指定検定機関に届け出なければならない。

**問 15** 基準器検査に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 基準器検査とは、検定、定期検査その他計量器の検査であって経済産業省令で定めるものに用いる計量器の検査をいう。
- 2 基準器検査を行う計量器の種類及びこれを受けうることができる者は、経済産業省令で定められている。
- 3 基準器検査の合格条件は、基準器検査を行った計量器の構造が経済産業省令で定める技術上の基準に適合し、かつ、その器差が経済産業省令で定める基準に適合することである。
- 4 基準器検査に合格した計量器には、経済産業省令で定めるところにより、その有効期間が付される。
- 5 基準器を譲渡し、又は貸し渡すときは、基準器検査成績書をともにしなければならない。

**問 16** 計量法第 108 条に規定する計量証明の事業の登録の申請に関する次の記述の（⑦）～（⑩）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第 108 条 第 107 条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書をその事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 ～ 四 (略)

五 その事業に係る（⑦）であって次に掲げるものの氏名（イに掲げるものにあっては、（①））及びその職務の内容  
イ 事業の区分に応じて経済産業省令で定める計量士  
ロ 事業の区分に応じて経済産業省令で定める条件に適合する（⑩）

	(⑦)	(⑧)	(⑩)
1	業務の責任者	氏名及びその登録番号	実務経験を認定された者
2	業務に従事する者	氏名及びその登録番号	知識経験を有する者
3	業務の責任者	氏名及びその生年月日	教習を修了した者
4	業務に従事する者	氏名及びその生年月日	知識経験を有する者
5	業務の責任者	氏名及びその登録番号	教習を修了した者

**問 17** 計量証明検査に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量証明検査に合格した特定計量器に付する計量証明検査済証印には、その計量証明検査の有効期間を表示するものとする。
- 2 計量証明検査に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去しなければならない。
- 3 騒音計、振動レベル計、濃度計（ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び酒精度浮ひょうを除く）の計量証明検査を受けるべき期間は 3 年ごとである。
- 4 計量証明検査を行った特定計量器が合格となる条件の一つに、検定証印等（政令で定める特定計量器で有効期間のあるものは、有効期間を経過していないもの）が付されていること、がある。
- 5 都道府県知事は、計量証明検査を行おうとする申請者を指定計量証明検査機関として指定し、その指定計量証明検査機関に、計量証明検査を行わせることができる。

**問 18** 計量法第 121 条の 2 の特定計量証明事業の定義に関する次の文章中の下線部ア～ウのうち、正しいものをすべて挙げているものを 1～5 の中から一つ選べ。

特定計量証明事業とは、計量法第 107 条第 2 号に規定する ア：物象の状態の量 で イ：極めて微量 のものの計量証明を行うために ウ：高度の計量管理 を必要とするものとして政令で定める事業をいう。

- 1** ア
- 2** イ
- 3** ウ
- 4** ア、イ
- 5** ア、ウ

**問 19** 計量証明事業の登録の基準を定めた計量法第 109 条の下線部ア～オのうち、誤っているものを **1～5** の中から一つ選べ。

第 109 条 都道府県知事は、第 107 条の登録の申請が次の各号に適合するときは、その登録をしなければならない。

- 一 計量証明に使用する ア：特定計量器その他の器具、機械又は装置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 第 108 条第 5 号イ又はロに掲げる者が当該事業に係る イ：計量管理（計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずることをいう。）を行うものであること。
- 三 当該事業が第 121 条の 2 に規定する特定計量証明事業のうち ウ：適正な計量の実施を確保することが特に必要なものとして エ：政令で定める事業である場合にあっては、同条の オ：登録を受けていること。

- 1 ア
- 2 イ
- 3 ウ
- 4 エ
- 5 オ

**問 20** 計量法第 122 条第 2 項に規定する計量士の登録に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第 122 条 (略)

2 次の各号の一に該当する者は、(ア)で定める計量士の区分（以下単に「計量士の区分」という。）ごとに、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項について、前項の規定による登録を受けて、計量士となることができる。

- 一 計量士国家試験に合格し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める（イ）その他の条件に適合する者
- 二 国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う第 166 条第 1 項の教習の課程を修了し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める（イ）その他の条件に適合する者であって、（ウ）が前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認めた者

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	政令	実技の能力	計量行政審議会
2	経済産業省令	実務の経験	計量行政審議会
3	経済産業省令	実技の能力	経済産業大臣
4	政令	実務の経験	経済産業大臣
5	政令	実技の能力	経済産業大臣

**問 21** 計量士に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 経済産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を定期的に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として認定する。
- 2 経済産業大臣は、計量士が計量法又は計量法に基づく命令の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、計量士の名称の使用の停止を命ずることができる。
- 3 不正の手段により計量士の登録を受けたために計量士の登録を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者は、計量士の登録を受けることができない。
- 4 計量士でない者は、計量士の名称を用いてはならない。
- 5 計量士国家試験は、計量士の区分ごとに、計量器の検査その他の計量管理に必要な知識及び技能について、毎年少なくとも1回経済産業大臣が行う。

**問 22** 適正計量管理事業所に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 都道府県知事又は特定市町村の長は、適正計量管理事業所の指定の申請をした者が当該事業所で行う計量管理の方法について、必要があると認めるときは、その計量管理の方法を変更すべきことを命ずることができる。
- 2 経済産業大臣は、適正計量管理事業所の指定を受けた者が当該事業所で行う計量管理の方法について、経済産業省令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。
- 3 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において、経済産業省令で定める様式の標識を掲げなければならない。
- 4 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、帳簿を備え、当該適正計量管理事業所において使用する特定計量器について計量士が行った検査の結果を記載し、これを保存しなければならない。
- 5 適正計量管理事業所の指定を受けた者が、計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分の変更を届け出なかった場合、経済産業大臣は適合するために必要な措置を取らなければならない。

**問 23** 特定標準器による校正等を行う指定校正機関に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 指定校正機関は、経済産業大臣が指定する。
- 2 指定校正機関は、特定標準器による校正等を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付するものとする。
- 3 指定校正機関は、特定標準器による校正等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定標準器による校正等を行わなければならない。
- 4 指定校正機関の指定の基準には、計量士として登録された者を置く規定はない。
- 5 指定校正機関が特定標準器による校正等を行う場合に徴収する手数料は、指定校正機関ごとに設けられた手数料規程により定められ、経済産業大臣の認可は不要である。

**問 24** 計量法第 143 条第 2 項第 1 号に規定する計量器の校正等の事業を行う者の適合要件の一つに関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

（ア）による校正等をされた計量器若しくは（イ）又はこれらの計量器若しくは（イ）に（ウ）して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは（イ）を用いて計量器の校正等を行うものであること。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	特定標準器	特定標準物質	連続
2	特定計量器	標準物質	連鎖
3	特定標準器	標準物質	連鎖
4	特定計量器	標準物質	連続
5	特定標準器	特定標準物質	連鎖

**問 25** 計量法の雑則及び罰則に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、計量法の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、計量士に対し、その業務に関し報告させることができる。
- 2 計量法に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 3 計量士でない者が、計量士の名称を用いた場合、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 都道府県知事が計量証明事業者に事業の停止を命じた場合において、当該事業者が当該命令に違反した場合、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 5 法定計量単位以外の計量単位を、計量法第2条第1項第1号に掲げる物の状態の量について、取引又は証明に用いた場合（計量法第8条第3項に規定する場合を除く。）、50万円以下の罰金に処する。